

酪農生産性向上対策事業費補助金交付要綱

制定 令和8年4月7日付け8畜産第27764-1号

(趣旨)

第1条 酪農生産性向上対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、酪農生産性向上対策事業実施要領(以下「要領」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 県は、酪農生産性向上対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象及び補助金の額は、要領第3条のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 要領第2条第1号の補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 要領第2条第2号の補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、その目的を達成するために必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 要領第2条第1号の事業実施者は、第4条第1項の規定により提出した書類の記載事項について、事業費の3割以上の増減または事業の中止をしようとする場合、補助金変更交付申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 要領第2条第2号の事業実施者は、第4条第2項の規定により提出した書類の記載事項について、事業費の3割以上の増減または事業の中止をしようとする場合、補助金変更交付申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告)

第7条 要領第2条第1号の事業実施者は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 要領第2条第2号の事業実施者は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第8条 第4、第6及び第7条の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要な調査を行ったのち、交付すべき補助金の額を確定し、これを事業実施者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 事業実施者は、補助金の額の確定後すみやかに補助金の請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消等)

第11条 知事は、事業実施者が次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱に違反したとき又はこの補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) この補助事業の実施方法が著しく不相当と認められるとき。

(関係書類の保管)

第12条 補助事業にかかる帳簿及び関係書類は、補助事業として完了した年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第13条 香川県補助金等交付規則第22条第2項第4号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効果の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けてその事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

年度酪農生産性向上対策事業（乳用後継牛確保対策事業）費補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者

下記のとおり、令和 年度酪農生産性向上対策事業（乳用後継牛確保対策事業）を実施したいので、同事業費補助金交付要綱第4条第1項により、事業費補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請の内容

対象頭数	人工授精回数	交付申請額
頭	回	円

別記様式第2号（第4条第2項関係）

年度酪農生産性向上対策事業（搾乳システム等支援事業）費補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者
代表者名

下記のとおり、令和 年度酪農生産性向上対策事業（搾乳システム等支援事業）を実施したいので、同事業費補助金交付要綱第4条第2項により、事業費補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

内容	事業費* ①+②	負担区分	
		①県補助金	②その他
搾乳システム等 支援事業	円	円	円

※ 事業費は消費税及び地方消費税を除いた額を記載する。

3 収支予算

(1) 収入の部 (単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部 (単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
搾乳システム等 支援事業				

4 事業完了予定日

年 月 日

5 添付資料
知事が必要と認める資料

別記様式第3号（第6条第1項関係）

年度酪農生産性向上対策事業（乳用後継牛確保対策事業）費補助金変更交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった 年度酪農生産性向上対策事業（乳用後継牛確保対策事業）について、同事業費補助金交付要綱第6条第1項により、事業費補助金を変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 交付申請の内容

対象頭数	人工授精回数	交付申請額
() 頭	() 回	() 円

※ () 内に当初の数値、下段に変更後の数値を記載すること。

別記様式第4号（第6条第2項関係）

年度酪農生産性向上対策事業（搾乳システム等支援事業）費補助金変更交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった、年度酪農生産性向上対策事業（搾乳システム等支援事業）について、同事業費補助金交付要綱第6条第2項により、事業費補助金を変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

内容	事業費※ ①+②	負担区分	
		①県補助金	②その他
搾乳システム等 支援事業	() 円	() 円	() 円

() 内に当初額、下段に変更額を記入
※事業費は消費税及び地方消費税を除いた額を記載する。

3 収支予算

(1) 収入の部 (単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金	()			
その他	()			
計	()			

※ () 内に当初の数値、下段に変更後の数値を記載すること。

(2) 支出の部 (単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
搾乳システム等 支援事業	()			

※ () 内に当初の数値、下段に変更後の数値を記載すること。

4 事業完了予定日

年 月 日

5 添付資料

知事が必要と認める資料

別記様式第5号（第7条第1項関係）

年度酪農生産性向上対策事業（乳用後継牛確保対策事業）実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者

下記のとおり、 年度酪農生産性向上対策事業（乳用後継牛確保対策事業）を完了したので、同事業費補助金交付要綱第7条第1項により事業の実績を報告します。

記

1 事業の実績

対象頭数	人工授精回数	交付申請額
頭	回	円

2 添付資料

人工授精種付証明書の写しまたは実施したことを証する資料
対象牛一覧表、人工授精実施日を証する資料
事業に要した経費を証する書類の写し
その他知事が必要と認める書類

別記様式第6号（第7条第2項関係）

年度酪農生産性向上対策事業（搾乳システム等支援事業）実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者
代表者

下記のとおり、年度酪農生産性向上対策事業（搾乳システム等支援事業）を完了したので、同事業費補助金交付要綱第7条第2項により事業の実績を報告します。

記

1 事業の実績

内容	事業費※ ①+②	負担区分	
		①県補助金	②その他
搾乳システム等 支援事業	円	円	円

※ 事業費は消費税及び地方消費税を除いた額を記載する。

2 収支清算

(1) 収入の部（単位 円）

区 分	今年度精算額	今年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部（単位 円）

区 分	今年度清算額	今年度予算額	比 較	
			増	減
搾乳システム等 支援事業				

3 事業完了日

年 月 日

4 添付資料

事業に要した経費を証する書類の写し
完了を証する写真
その他知事が必要と認める資料